

5 確認資料等（知事許可）

（1）登記されていないことの証明書・診断書・身分証明書

役員一覧表に記載した法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人（以下「役員等」という）が、法8条に定める欠格要件に該当しない旨を証明する、以下の1及び2の書類の提出が必要です（発行後3か月以内のもの）。

1-1 登記されていないことの証明書 → 東京法務局が発行します（以下参照）

役員等が、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※該当する者である場合は、下記1-2を提出してください

1-2 医師の診断書 ***P45~46の作成例の項目が必要です**

役員等が、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（建設業法施行規則第8条の2）

2 身分証明書 → 本籍地の各区市町村の戸籍事務担当課が発行します（以下参照）。

経営業務の管理責任者、調書に記載した法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の区市町村の証明書

※登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	○○ ○○○
②生年月日	昭和○年○月○日
③住所	東京都○区○町○丁目○番○号
④本籍(任意)	東京都○区○町○丁目○番地

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。**登記されていないことの証明書の取得に当たり外国籍の方が役員等にいる場合、証明書の申請の際に必ず国籍の入った証明書を取得願います（これにより身分証明書の添付が免除されます）。**

令和○年○月○日
東京法務局 登記官 ○○

※身分証明書の見本

3つの事項を全て証明すること
(3つの事項を分けて証明書を発行する区市町村があるが、その場合、不足なく複数枚の証明書を取得し提出すること)

身 分 証 明 書	
本 籍 東京都○区○町	
本人氏名 ○○ ○○○	
生年月日 昭和○年○月○日	
1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2 後見の登記の通知を受けていない。	
3 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
令和○年○月○日	
区市町村長 ○○ <input type="text"/>	

東京法務局の住所等

〒102-8225

千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

民事行政部後見登録課

電話 : 03-5213-1360

(HP)<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

身分証明書については、本籍を所管する各区市町村の戸籍事務担当課にお尋ねください。

診 断 書 作 成 例

氏名	男・女
	年　月　日生 (　歳)
住所	
<p>上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。</p> <p>診断にあたっての根拠 診断名</p> <p>所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）</p>	
<p>1. 各種検査</p> <p>長谷川式認知症スケール (<input type="checkbox"/> 点 (年 月 日 実施) <input type="checkbox"/> 実施不可) MMSE (<input type="checkbox"/> 点 (年 月 日 実施) <input type="checkbox"/> 実施不可)</p> <p>脳の萎縮または損傷の有無 <input type="checkbox"/> あり ⇒ (<input type="checkbox"/> 部分的にみられる <input type="checkbox"/> 全体的にみられる <input type="checkbox"/> 著しい <input type="checkbox"/> 未実施) <input type="checkbox"/> なし</p> <p>知能検査</p>	
<p>その他</p>	
<p>2. 短期間内に回復する可能性 <input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない (特記事項)</p>	
<p>3. 判断能力について</p> <p>(1) 見当識の障害の有無 <input type="checkbox"/> あり ⇒ (<input type="checkbox"/> まれに障害がみられる <input type="checkbox"/> 障害がみられるときが多い <input type="checkbox"/> 障害が高度) <input type="checkbox"/> なし</p> <p>[]</p>	

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)

なし



(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし



(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載）



参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

(以下の資料で確認できない場合は、追加の確認資料が必要になります。)

(2) 経営業務の管理責任者の確認資料

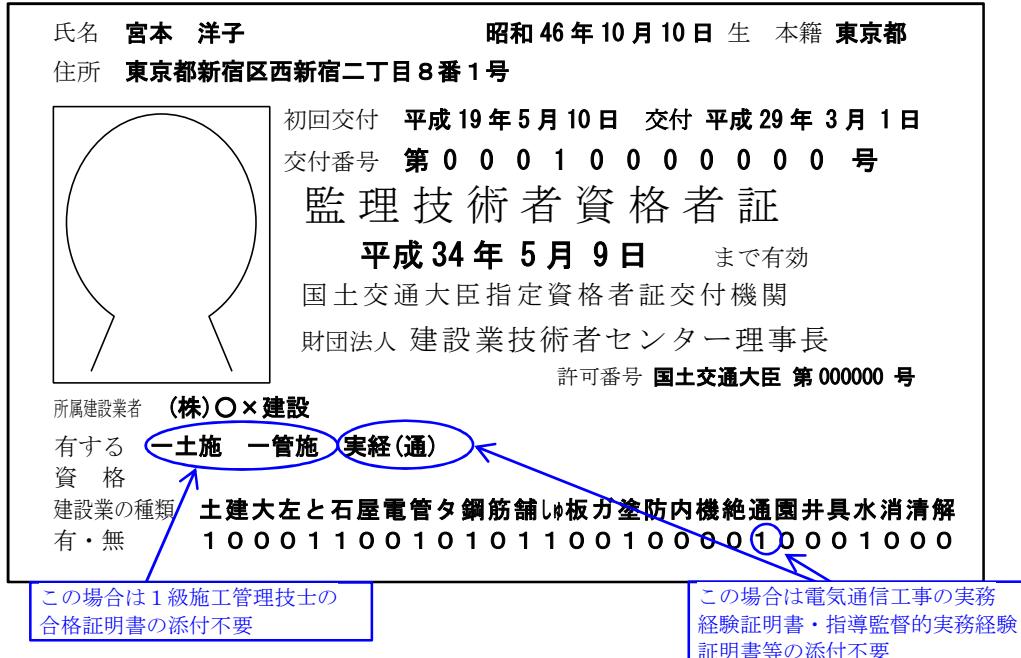
チェック欄		〔現在の常勤を確認するもの〕 ※1と2は両方必要
新規・追加	<input type="checkbox"/>	1 住民票(抄本で可。 <u>マイナンバーの記載のない</u> 発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要) 遠隔地(通勤時間がおおむね片道2時間以上)の場合は、常勤性を確認できる資料が必要です。 また、居所が住民票と異なる場合にも、賃貸借契約書等の現住所を確認できる資料が必要です。
	<input type="checkbox"/>	2 健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)
	<input type="checkbox"/>	3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、2に加えて 以下の順でいずれかの資料が必要です。 なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。 ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し (原本提示) イ 住民税特別徴収税額通知書(徴収義務者用)の写し (原本提示) ウ 確定申告書 (受付印押印のもの) { 法人においては、表紙と役員報酬明細の写し (原本提示) 個人においては、第一表と第二表の写し (原本提示) ※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。 エ 健康保険組合等の資格証明書の <u>原本</u> オ その他、常勤が確認できるもの(例:工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの) ※なお、出向の場合は、出向条件等について整理した協定書及びその確認資料など、当該出向者の常勤性を確認できる資料が必要です。
	〔過去の経営経験を確認するもの〕	
	※追加・般特新規申請の際は、4、5の資料が省略できる場合もあります。	
	<input type="checkbox"/>	4 経験年数を証明するもの ア 法人の役員(P8参照)にあっては、証明に必要な期間、その者が役員であったことを示す登記事項証明書(「役員に関する事項」のわかる履歴事項証明書、閉鎖事項証明書) ※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。
	<input type="checkbox"/>	イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人にあっては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書の写し (原本提示) (P49 注1) ウ 個人にあっては、確定申告書の第一表と第二表の写し (原本提示) (受付印押印のもの)
	<input type="checkbox"/>	5 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか ア 建設業許可通知書の写し(自社での経験の場合、提出が省略できる場合もあります) イ 業種内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し (期間通年分の原本提示) (P49 注2) ※請求書、押印のない工事請書、原本が電子データやFAXで送付された注文書等には、 入金が確認できる資料 (原本提示) が必要です(その際、請求書と入金確認資料の写しをセットにしてお持ちください)。
	<input type="checkbox"/>	ウ 大臣特認の場合はその認定証の写し (原本提示)
	更新	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		2 健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)
<input type="checkbox"/>		3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、2に加えて 上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です(上記参照)。

(3) 専任技術者の確認資料

		<p>[現在の常勤を確認するもの] ※1と2は両方必要</p> <p>□ 1 住民票(抄本で可。<u>マイナンバーの記載のない</u>発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要) 遠隔地(通勤時間がおおむね片道2時間以上)の場合は、常勤性を確認できる資料が必要です。 また、居所が住民票と異なる場合にも、賃貸借契約書等の現住所を確認できる資料が必要です。</p> <p>□ 2 健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)</p> <p>□ 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、2に加えて 以下の順でいざれかの資料が必要となります。なお、出向の場合は別途確認資料が必要です(上記参照)。</p>
更 新	<input type="checkbox"/>	<p>1 住民票(抄本で可。<u>マイナンバーの記載のない</u>発行後3か月以内のもの) 遠隔地(通勤時間がおおむね片道2時間以上)の場合は、常勤性を確認できる資料が必要です。 また、居所が住民票と異なる場合にも、賃貸借契約書等の現住所を確認できる資料が必要です。</p> <p>2 健康保険被保険者証の写し(社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証)</p> <p>3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、2に加えて 上の3のア~エの順でいざれかの資料が必要となります。なお、出向の場合は別途確認資料が必要です(上記参照)。</p>

- (注1) 建設業許可申請書（変更の場合は変更届出書）、営業所一覧表、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表で、建設業法施行令第3条に規定する使用人の就退任日及び当該営業所の許可業種が確認できるものを提出してください。
- (注2) 期間については、契約書等の最初の資料に記載された日付（契約日、注文日、請負日、工期、請求日等）から最後の資料に記載された日付を通算して証明する年数を上回らなければなりません。ただし、実務については、実際に工事を行っていた期間の合算になります。

(参考) 監理技術者資格者証



- ※申請書にはコピーを添付すること（原本提示）。
- ※監理技術者資格者証により資格証明する業種については、他の証明書類（資格認定証明書、修業（卒業）証明書、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書等）の添付は不要
- ※監理技術者資格者証により資格証明する場合、別紙四「専任技術者一覧表」、様式第八号「専任技術者証明書」に記載するコード番号は、下記参照
- ※登録基幹技能者講習修了証の例は、P60 を参照
- ※指定建設業（P11 参照）で特定建設業の許可を受けようとする場合の専任技術者は、監理技術者証を発行されたものであっても、一級の国家資格者・技術士の資格者又は国土交通大臣の認定者でなければなりません。
- ※「監理技術者資格者証」についての問合せ先：一般財団法人建設業技術者センター
電話 03-3514-4711

(例) 別紙四 (P25) および様式第八号 (P38) に記載するコードの番号について

監理技術者認定要件	建設業の種類	有資格区分
国家資格者（1級の資格）	「7」（一般） 又は「9」（特定）	P58～61・66 の資格表のうち○と◎のもの
指定学科+実務経験 （+指導監督的実務経験 ※特定の場合）	「1」（一般） 又は「2」（特定）	「01」
実務経験 （+指導監督的実務経験 ※特定の場合）	「4」（一般） 又は「5」（特定）	「02」
国家資格又は大臣特認 （+指導監督的実務経験 ※特定の場合）	「7」（一般） 又は「8」（特定）	P58～61・66 の資格表のうち○と◎のもの
大臣特認（法第 15 条 第 2 号ハ）	同号イと同等 同号ロと同等	「03」 「04」

(4) 指導監督的実務経験の確認資料

- 1 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか
 - ・健康保険被保険者証の写し
(事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。)
 - ・厚生年金被保険者記録照会回答票（事業所名が記載されていること）の原本
 - ・住民税特別徴収税額通知書の写し [\(期間分一原本提示\)](#)
 - ・確定申告書 法人（役員に限る。）では、表紙と役員報酬明細の写し [\(期間分一原本提示\)](#)
(受付印押印のもの) 個人においては、第一表と第二表の写し [\(期間分一原本提示\)](#)
 - ・その他（出向等の場合は個別に相談してください。）
 - 2 実務経験の内容欄に記入した工事についての契約書の写し [\(原本提示\)](#) 及び施工体系図等、その技術者が指導監督的な地位にあったことのわかる確認資料
- ※P41の「指導監督的実務経験証明書」の記載例上の注意事項もご確認ください

(5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料

- 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要）
遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、常勤性の確認できる資料が必要です。
また、居所が住民票と異なる場合にも、賃貸借契約書等の現住所を確認できる資料が必要です。
- 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）
- 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤性を確認するため、2に加えて
以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。
 - ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し [\(原本提示\)](#)
 - イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し [\(原本提示\)](#)
 - ウ 確定申告書

法人（役員に限る。）では、表紙と役員報酬明細の写し (原本提示)	{	個人においては、第一表と第二表の写し (原本提示)
(受付印押印のもの)		

※さらに、他の書類も併せて提出していただくことがあります。

- エ 健康保険組合等の資格証明書の原本
- オ その他、常勤が確認できるもの（例：工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの）
なお、出向の場合は、出向条件等について整理した協定書など当該出向者の常勤性について確認する資料が追加で必要となります。
- 4 本人に代表権のない場合は、委任状の写し（代表印のあるもので、見積り・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの）、本人に代表権がある場合は、履歴事項全部証明書

(6) 営業所の確認資料

1 新規申請（大臣から知事への許可換え新規申請を含む。般特新規申請は除く）、所在地変更及び都内に営業所新設の際に提出するもの

- (1) 営業所の電話番号確認資料（例：名刺、封筒の写し等）提示のみ
- (2) 営業所の所在地付近の案内図 (P51(7)参照)
- (3) 営業所の写真（外観、営業所内） (P52(8)参照)
- (4) [登記上の所在地以外の場所に営業所がある場合（法人）
住民票上の住所以外の場所に営業所がある場合（個人）
・自社（自己）所有の場合は、次のうちいずれか一つを提出
ア 当該建物の登記簿謄本（発行後3か月以内）
イ 当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価証明書（発行後3か月以内）

※地番と住居表示が異なる場合は名刺、封筒の写し等の提示が必要

- ・賃借している場合は、当該建物の賃貸借契約書の写し（使用目的が事務所用又は店舗用であること。
住居用の場合は貸主の承諾書を添付してください）

※賃貸期間が自動継続（更新）で、申請時点での賃貸借期間が契約書で確認できない場合は、直近3か月分の賃借料の支払を確認できるものが必要です。

2 更新申請、追加申請、般特新規申請の際に提出するもの

- [登記上の所在地以外の場所に営業所がある場合（法人）
住民票上の住所以外の場所に営業所がある場合（個人）

上記の場合、1 (4) の確認資料を付けてください。

※さらに、追加の確認資料が必要になる場合もあります。

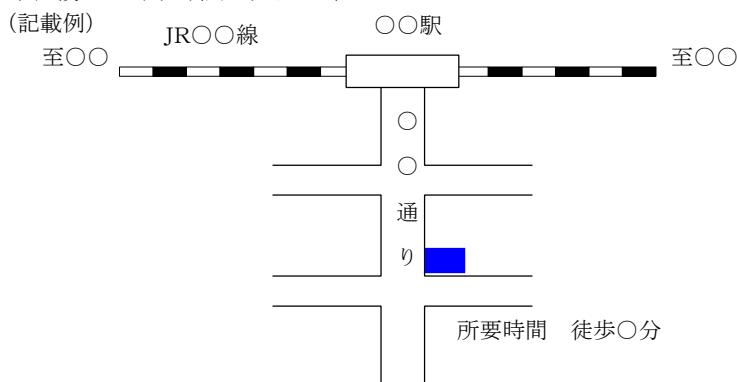
※HP様式一覧 No.32 参照

(A4縦で作成)

(7) 営業所所在地案内図

商号又は名称	
所 在 地	※事実上の所在地を記載すること
電 話	※P23の電話番号と同じ

略図（分かりやすく記入すること）



※地図の使用について
地図及び地図情報の中には著作権法等によって保護されているものがあります。複製等による使用について許諾が必要なものは、著作権者の許諾を証するものを提示(提出)してください。

(注) 当該場所を強調表示すること。

(A4縦で作成)

(8) 営業所写真		
営業所名称	年 月撮影	
<p>※ここに写真を掲載（カラー印刷可） ※A4用紙1枚あたり4枚を目安とする</p> <p>【写真撮影要領】</p> <p>①建物の全景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル等の場合は、1階から屋上まで全部写っているもの（1枚以上） <p>*事務所がビル内等に所在する場合は、以下の項目の写真を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物入口付近 ・建物入口部分を正面から写したもの（1枚以上） ・テナント表示（1枚以上） ・テナント表示がない場合は集合郵便受けを写したもの（商号が判読できるもの） <p>②事務所の入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号等を掲示した事務所の入口部分（1枚以上） ・その他の営業所は営業所名等も掲示すること（商号等が判読できるもの） <p>③事務所の内部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内部の概要が確認できるよう、様々な方向から写したもの ・固定の電話機等を含め、事務スペースが確認できるもの（1枚以上） ・接客をする応対場所が確認できるもの（1枚以上） <p>*ブラインド、カーテン等は開けた状態で写すこと</p> <p>*営業所が個人住宅内にある場合又は他法人や他の個人事業主と同一の階に同居している、個人の住居と同一の建物内に事務所があるなどの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間取り図を添付（手書き可） ・入口から事務所までの動線に当たる部分の写真 ・営業所スペースが住居スペースや他法人等と明確に区分されていることが分かる写真 		

(注) 東京都内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて用意してください。

(9) 営業所郵便番号等の確認資料（提示のみ）	
<p>※以下のいずれかで、P23様式第1号またはP80様式第22号の2（第一面）に記載した主たる営業所、または第二面に記載した従たる営業所について、郵便番号・電話番号（・FAX番号）の確認できる資料を提示してください。</p> <p>1 名刺 2 封筒 3 1～2いずれも無い場合、必要情報について記載されたホームページ画面の写しなど</p>	

(10) 法人番号の確認資料（提示のみ）	
<p>申請者が法人の場合には、P23様式第1号に法人番号の記入が必要ですが、その確認資料として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書の写し ・国税庁法人番号公表サイトで検索された法人番号の画面コピー <p>のいずれかを提示してください。</p> <p>(注) 登記事項証明書記載の法人番号は桁が不足しているため、これを提示資料とすることはできません。</p>	

(11) 健康保険等の加入状況の確認資料（提示のみ）

1 健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する資料（写しでも可）

【下記①、②のいずれか】

①健康保険及び厚生年金保険の保険料の

納入に係る領収証書

（例1）窓口納付～抜粋して表示

納入告知書 納付書・領収証書				
年度	年金特別会計	内閣府特別会計	取扱印番号	
納付目的年月 年 月 分				
納付期限 年 月 日				
健康勘定		厚生年金勘定	子ども・子育 子ども・子育	
健康保険料		厚生年金保険料		
右記のとおり納付してください。 年 月 日				
事業所整理記号	事業所番号	うち既収受領	既収受領	全額一部
		円		

（例2）口座振替～抜粋して表示

保険料納入告知書・領収済額通知書				
あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。				
なお、納入告知書を指定の金融機関に提出しましたから、指定振替日(納付期限)前までに口座残高の確認をお願いします。				
下記の金額を指定の金融機関が受領しました。				
事業所整理記号	事業所番号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納付日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
健康勘定	厚生年金勘定	児童手当及び子ども手当勘定	厚生年金	健康保険料
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	厚生年金保	
合 計	額	合 計	額	合 計
年 月 日				
歳入徴収官	様			
厚生労働省年金局事務管理課 (年金事務所)				

②健康保険及び厚生年金保険の納入証明書

（例）抜粋して表示

社会保険料納入証明(申請)書	
1. 申請者	
事業所整理記号	事業所番号
事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()-()
2. 申請事由	
3. 証明事由	
項目	対象期間
健康保険料	平成 年 月分から平成 年
厚生年金保険料	
児童手当拠出金	
(延滞金を含む)	

【社会保険に加入して間がなく、保険料納入の実績がない場合は、下記③又は④のいずれか】

③健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

④健康保険・厚生年金保険の新規適用届（年金事務所による受付印のついたもの）

2 雇用保険の加入を証明する資料（写しでも可）

【下記①、②の両方】

①労働保険概算・確定保険料申告書の控え

（例）抜粋して表示

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲) 労働保険 概算・増額概算・確定保険料 申告書 石崎健康被保険法、一般拠出金				
下記のとおり申告します。				
種 別	申告正規番号	申告人法定コード	継続事業 (一括有効事業を含む。)	
3 2 7 0 0				
申告すべき年月日(元号:平成は7) (3. 事業場等年月日(元号:平成は7))				
申告すべき年月日(元号:平成は7) (3. 事業場等年月日(元号:平成は7))				
申告すべき年月日(元号:平成は7) (3. 事業場等年月日(元号:平成は7))				
② 確 定 保 険 料 算 定 内 証	区 分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	申告料・拠出金算定期間	申告料・拠出金額
② 確 定 保 険 料 算 定 内 証	勞働保険料	1月	1月	1000分の1
② 確 定 保 険 料 算 定 内 証	勞働保険料	1月	1月	1000分の1
雇用保険法 適用者分	高 年 齢 労 働 者 分	1月	1月	1000分の1
雇用保険法 適用者分	勞 働 者 分	1月	1月	1000分の1
保険料算定期 對象者分	1月	1月	1000分の1	

②申告した保険料の納入に係る領収済み通知書

（例）抜粋して表示

領 収 済 通 知 書				
労働保険 国庫金				
取扱月名	申取扱番号	申CD	申証券受領	
30840	東京労働局	00075331	申取扱定 保険料収金区分 一般拠出金区分	
申告年月(元号:平成は7) 中御定年月(元号:平成は7) 中御定年月(元号:平成は7)	申告年月(元号:平成は7) 中御定年月(元号:平成は7) 中御定年月(元号:平成は7)	申告年月(元号:平成は7) 中御定年月(元号:平成は7) 中御定年月(元号:平成は7)	申告年月(元号:平成は7) 中御定年月(元号:平成は7) 中御定年月(元号:平成は7)	
納付の目的	申取扱区分	申取扱区分	申取扱区分	
1. 平成	現金	現金	現金	
2. 増加取扱…1	現金	現金	現金	
3. 平成	現金	現金	現金	
(氏名)				
(住所)				

※雇用保険に加入して間がなく、保険料納入の実績がない場合は、領収済通知書の提示は不要です。

※労働保険事務組合が保険料の納付を行っている場合は、労働保険番号が記載されている、事務組合が発行する労働保険料領収書等の写しを提示してください。

※HP様式一覧 No.31 参照

(12) 役員等氏名一覧表

太枠内の記入してください。

(フリガナ)		
申請者		
	(般・特) 第	号

都 記 入 受付日 / / 受付番号
受付番号

業種 担当者 No.

役員等の氏名・性別	生年月日	役員等の氏名・性別	生年月日
フリガナ	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
男		男	
女		女	
フリガナ	M T S H R 年 月 日	フリガナ 男 女	M T S H R 年 月 日
男		男	
女		女	

注1 「役員等」とは、申請者が法人の場合は、取締役(別表一の役員等に記載の者)及び建設業施行令第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主・支配人をいい、またそれらの法定代理人を含みます。

注2 知事許可の新規・追加・更新申請の際に、役員等を全員記載してください。

注3 役員等の変更届の際は、新たに就任した者のみを記載してください。

※提出に際しては、この用紙をコピーして使用できます。用紙の大きさはA4版をお願いします。
※更新申請の際も必ず作成してください。

6 コード番号表

(1) 東京都区市町村コード番号表（様式第1号項番10で記入する）

許可コード	都知事コード	13	西多摩郡
13101	千代田区	13201	八王子市
13102	中央区	13202	立川市
13103	港区	13203	武藏野市
13104	新宿区	13204	三鷹市
13105	文京区	13205	青梅市
13106	台東区	13206	府中市
13107	墨田区	13207	昭島市
13108	江東区	13208	調布市
13109	品川区	13209	町田市
13110	目黒区	13210	小金井市
13111	大田区	13211	小平市
13112	世田谷区	13212	日野市
13113	渋谷区	13213	東村山市
13114	中野区	13214	国分寺市
13115	杉並区	13215	国立市
13116	豊島区	13218	福生市
13117	北区	13219	狛江市
13118	荒川区	13220	東大和市
13119	板橋区	13221	清瀬市
13120	練馬区	13222	東久留米市
13121	足立区	13223	武藏村山市
13122	葛飾区	13224	多摩市
13123	江戸川区	13225	稲城市
		13227	羽村市
		13228	あきる野市
		13229	西東京市

他の道府県の市町村コード番号を調べたい場合は、地方公共団体情報システム機構のホームページ（<https://www.j-lis.go.jp/index.html>）を御覧ください。

(2) 専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

【一般建設業】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第7条第2号	イ（指定学科卒業と実務経験）	1	0 1 0 A（※解体工事業のみなし登録）
	ロ（実務経験10年以上）	4	0 2 0 B（※解体工事業のみなし登録）
	ハ（国家資格者又は大臣特認）	7	P58～61・66の資格表のうち○と◎のもの

【特定建設業】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条第2号イ（国家資格者）		9	P58～61・66の資格表のうち◎のもの
法第15条第2号ロ（指導監督的実務経験）	法第7条第2号	イ（指定学科卒業と実務経験）	0 1 0 A（※解体工事業のみなし登録）
		ロ（実務経験10年以上）	0 2 0 B（※解体工事業のみなし登録）
		ハ（国家資格者又は大臣特認）	P58～61・66の資格表のうち○のもの
法第15条第2号ハ（大臣特認）	同号イと同等		0 3
	同号ロと同等		0 4

7 技術者の資格（指定学科）表

法第7条第2号イ該当者

法施行規則第1条

※下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、御相談ください。

(P57参照)

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
※電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

※電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法の規定により原則として認められません。

(補足) 具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えが可能です。

ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

※「具体的な指定学科」の並びは、学科ごと50音順になっています。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学 に関する 学 科	開発科	土木工学 に関する 学 科	緑地土木科	機械工学 に関する 学 科	エネルギー機械科
	海洋科		林業工学科		応用機械科
	海洋開発科		林業土木科		機械科
	海洋土木科		林業緑地科		機械技術科
	環境造園科		学科名に関係なく生産 環境工学コース・講座・ 専修・専攻		機械工学第二科
	環境科		学科名に関係なく農業 土木学コース・講座・専 修・専攻		機械航空科
	環境開発科		学科名に関係なく農業 工学コース・講座・専 修・専攻		機械工作科
	環境建設科		建設科		機械システム科
	環境整備科		都市工学 に関する 学 科		機械情報科
	環境設計科		環境都市科		機械情報システム科
	環境土木科		都市科		機械精密システム科
	環境緑化科		都市システム科		機械設計科
	環境緑地科		衛生科		機械電気科
	建設科	衛生工学 に関する 学 科	環境科		建設機械科
	建設環境科		空調設備科		航空宇宙科
	建設技術科		設備科		航空宇宙システム科
	建設基礎科		設備工業科		航空科
	建設工業科		設備システム科		交通機械科
	建設システム科		応用電子科		産業機械科
	建築土木科		システム科		自動車科
	鉱山土木科		情報科		自動車工業科
	構造科		情報電子科		生産機械科
	砂防科		制御科		精密科
土木工学 に関する 学 科	資源開発科		通信科		精密機械科
	社会開発科		電気科		船舶科
	社会建設科		電気技術科		船舶海洋科
	森林工学科		電気工学第二科		船舶海洋システム科
	森林土木科		電気情報科		造船科
	水工土木科		電気設備科		電子機械科
	生活環境科学科		電気通信科		電子制御機械科
	生産環境科		電気電子科		動力機械科
	造園科		電気・電子科		農業機械科
	造園デザイン科		電気電子システム科		学科名に関係なく機械 (工学) コース
	造園土木科		電気電子情報科	建築工学 に関する 学 科	環境計画科
	造園緑地科		電子応用科		建築科
	造園林科		電子科		建築システム科
	地域開発科学科		電子技術科		建築設備科
	治山学科		電子工業科		建築第二科
	地質科		電子システム科		住居科
	土木科		電子情報科		住居デザイン科
	土木海洋科		電子情報システム科		造形科
	土木環境科		電子通信科	鉱山工学 に関する 学 科	
	土木建設科		電子電気科		
	土木建築科		電波通信科		
	土木地質科		電力科		
農業工学科 (ただし、東 京農工大学・島根大学・ 岡山大学・宮崎大学以外 については、農業機械学 専攻、専修又はコースを 除く。)	農業開発科	電気通信 工学に関する 学科	電気通信科		
	農業技術科		電子電気科		
	農業土木科		電波通信科		
	農林工学科		電力科		
	農業工学科 (ただし、東 京農工大学・島根大学・ 岡山大学・宮崎大学以外 については、農業機械学 専攻、専修又はコースを 除く。)		電気通信科		
	農林土木科				
	緑地園芸科				
	緑地科				

資格区分及びコード番号	電気工事士法 「電気工事士試験」	技術士法 「技術士試験」										建設業法 「建築士試験」										建設業法 「登録基幹技能者講習」										建設業法 「登録業者試験」										建設業法 「技術検定」																	
		このほか、旧規則(改正前の技術士法施行規則)による部門「選択科目」					登録証					免許証明書は					講習修了証					合格証明書					二級建築施工管理技士					二級土木施工管理技士					一級建設機械施工技士					二級建設機械施工技士(第一種・第六種)					一級土木施工管理技士					二級土木施工管理技士					一級建設機械施工技士		
建設業の種類	免状	第二種電気工事士(免許交付後実務経験三年以上)																				第一種電気工事士(免許交付後実務経験三年以上)																				建設業の種類																	
		56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	39	38	37	36	34	33	32	31	30	29	28	27	23	22	21	20	16	15	14	13	12	11																				
土建																																																											
大左と石屋																																																											
電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清																																																											
(注)「農業農村土木」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「農業土木」「熱・動力エネルギー機器」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「熱工学」「流体機器」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「流体工学」「林業・林産」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「林業」「廃棄物・資源循環」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「廃棄物管理」	昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目																					P61 業種については参照																				建設業の種類																	

(注)「農業農村土木」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「農業土木」「熱・動力エネルギー機器」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「熱工学」「流体機器」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「流体工学」「林業・林産」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「林業」「廃棄物・資源循環」につき、令和2年3月5日以前合格者の科目名は「廃棄物管理」

9 登録基幹技能者について

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成30年4月1日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで確認を行います。

(新様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証									
修了証番号 第 号 氏 名 (生年月日 年 月 日) 実務経験を有する建設業の種類 : 工事業 この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の 主任技術者の要件を満たす者であると認められます。									
修了年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日									
(登録基幹技能者講習実施機関の名称) (登録番号 第 番) 印									
この記載が必要になります。									

ただし、平成30年4月1日前に交付された講習修了証（旧様式）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、以下の表を参考にしてください。

<従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習>

以下の講習について、従前の講習修了証を有しているものは、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について
10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	11	登録PC基幹技能者	土木(※)、とび・土工、鉄筋	18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
3	登録造園基幹技能者	造園	12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	27	登録運動施設基幹技能者	土木(※)、とび・土工、舗装、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	20	登録エクストリア基幹技能者	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
5	登録防水基幹技能者	防水	14	登録型枠基幹技能者	大工	21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	15	登録配管基幹技能者	管	23	登録ダクト基幹技能者	管	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
8	登録左官基幹技能者	左官	16	登録窓・土工基幹技能者	とび・土工	24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁	32	登録建築大工基幹技能者	大工
9	登録機械土工基幹技能者	土木(※)、とび・土工	17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事

※登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

登録基幹技能者の有資格コードは、全業種共通で「36」になります。

基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。

資格区分及びコード番号	基幹技能者																								資格区分及びコード番号						
	登録土工基幹技能者	登録A L C基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者	登録建築大工基幹技能者	登録消防設備基幹技能者	登録建築基礎工基幹技能者	登録建築標識・路面表示基幹技能者	登録建築火設・張り基幹技能者	登録建築タイル基幹技能者	登録運動施設基幹技能者	登録冷凍空調基幹技能者	登録保温保冷基幹技能者	登録グラウト基幹技能者	登録ダクト基幹技能者	登録建築板金基幹技能者	登録建築外壁仕上基幹技能者	登録建築板金基幹技能者	登録内装仕上工事基幹技能者	登録切断穿孔基幹技能者	登録薦・土工基幹技能者	登録配管基幹技能者	登録型枠基幹技能者	登録圧接基幹技能者	登録鉄筋基幹技能者	登録機械土工基幹技能者	登録左官基幹技能者	登録建設塗装基幹技能者	登録防水基幹技能者	登録トンネル基幹技能者	登録橋梁基幹技能者	登録造園基幹技能者
建設業の種類																										建設業の種類					
資格者コード 36																										資格者コード 36					
土建																											土建				
大			○																								大				
左																	○										左				
と	○			○	○	○	○										○	○	○								と				
石																		○									石				
屋																	○										屋				
電																											電				
管																	○	○									管				
タ	○			○													○										タ				
鋼																											鋼				
筋																											筋				
舗																											舗				
しゅ																											しゅ				
板																	○										板				
ガ	○																										ガ				
塗				○													○									塗					
防																	○									防					
内																		○								内					
機																											機				
絶																	○									絶					
通																											通				
園																	○										園				
井																											井				
具																		○									具				
水																											水				
消								○																			消				
清																											清				
解																											解				

○ 一般(法第7条2号ハ)の資格のみ

10 国家資格等についての問合せ先

資 格 等	試 験 の 実 施 機 関 等	所 管 庁 等
建設機械施工士	(一社)日本建設機械施工協会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-1501	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-914
土木施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
建築施工管理技士	(一財)建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録基盤工事	(一財)日本基礎建設協会 〒104-0032 中央区八丁堀4-14-7 ファイブビル八丁堀705 TEL 03-3551-7018	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
	(一財)コンクリートパイル建設技術協会 〒105-0013 港区浜松町2-7-15 日本工築2号館3階 TEL 03-5733-5881	
電気工事施工管理技士	(一財)建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
管工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
電気通信工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
造園施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録基幹技能者	国土交通省ホームページ（登録基幹技能者講習を実施している機関）参照 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000159.html	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-834
木造建築士	(公財)建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310	(一社)東京建築士会 (注) TEL 03-3536-7711 (直通)
技術士	(公社)日本技術士会 技術士試験センター 〒150-0043 渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル9階 TEL 03-3461-8827	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 技術士係 TEL 03-5253-4111(代) 内3888
電気工事士	(一財)電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651	東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 火薬電気担当 TEL 03-5388-3553 (直通)
電気主任技術者	(一財)電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課 TEL 03-3501-1742 (直通)
電気通信主任技術者	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨町ビル6階 TEL 03-5907-6556	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 TEL 03-5253-5858
地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会 〒105-0004 港区新橋6-12-7 新橋SDビル6階 TEL 03-3438-0493	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 24-716
建築設備士	(公財)建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310	国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL 03-5253-8111(代) 内39-524
計装士	(一社)日本計装工業会 〒105-0031 千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル4階 TEL 03-5846-9165	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-834
給水装置工事主任技術者	(公財)給水工事技術振興財团 〒163-0712 新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル12階 TEL 03-6911-2711	厚生労働省 健康局 水道課 TEL 03-5253-1111(代) 内4029
消防設備士	(一財)消防試験研究センター 中央試験センター 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷1-13-20 TEL 03-3460-7798	総務省 消防庁 予防課 TEL 03-5253-7523
技能士	東京都職業能力開発協会 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階 TEL 03-5211-2353	東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当 TEL 03-5320-4717 (直通)
監理技術者	(一財)建設業技術者センター 〒102-0084 千代田区二番町3番地 麻町スクエア4階 TEL 03-3514-4711	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
解体工事施工技士	(公社)全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目1-3 TEL 03-3555-2196	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
登録解体講習	(公社)全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目1-3 TEL 03-3555-2196	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716
	(一財)全国建設研修センター 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-1743	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716

(注)他道府県在住の一級建築士については、各住所地の建築士会へお問い合わせください。また、他道府県登録の二級建築士・木造建築士については、各道府県又は各道府県指定登録機関へお問い合わせください。

11 解体工事業について

(1) 業種区分の新設の経緯

高度成長期以降に集中整備したインフラが一斉に老朽化し、その維持更新が重要な時代に突入しています。重大な公衆災害発生・環境等の視点や建築物等の老朽化等に対応した適正な施工体制を確保するため、平成26年6月に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）において、建設業許可の業種区分が約40年ぶりに見直され、解体工事業が新設されました（平成28年6月1日施行）。

この改正建設業法において、解体工事での事故を予防するとともに、解体工事の質を確保するため、法定の実務経験や資格を有する技術者を配置する必要があります。

(2) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

解体工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告 示第350号)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 以下略	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 以下略	● 平成28年5月31日以前のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	● それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

	解体を伴う新設		解体のみ	
	各専門工事で作ったもの 例:信号機を解体して同じものを作れる。	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例:一戸建て住宅を壊して新築住宅を作る。	各専門工事で作ったもの 例:信号機を解体して更地にする。	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例:一戸建て住宅を壊して更地にする。
H28 5/31以前	各専門工事で施工 例:電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例:建築一式工事業	とび・土工工事で施工	とび・土工工事で施工
H28 6/1以後	各専門工事で施工 例:電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例:建築一式工事業	各専門工事で施工 例:電気工事業	解体工事で施工

(3) 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

平成28年6月1日の改正法施行日において、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者が、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工できる経過措置期間は終了しました（令和元年（2019年）5月末まで）。

今後、解体工事業を営む場合には、追加申請（P16-17）等により解体工事業の許可を受ける必要があります。また、「みなし（後述）」の専任技術者によって許可を受けた場合には、令和3年（2021年）3月31日までに、要件に合致した専任技術者への変更が必要となります。

(4) 解体工事業の経営業務の管理責任者の要件

- ① 施行日以前（平成 28 年 5 月 31 日以前）のとび・土工工事業について 5 年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- ② 解体工事業について 5 年以上の経営業務管理責任者としての経験を有する者
- ③ 解体工事業と施行日以前（平成 28 年 5 月 31 日以前）のとび・土工工事業を合算して、5 年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- ④ 上記以外の建設業で 6 年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者

(5) 解体工事業の技術者要件

要件に合致した専任技術者となることができる者は、下記のいずれかの資格等を有する者です。

No	技術者要件に関する資格等	許可の種類	注意事項及び必要な実務経験の証明期間
1	1級土木施工管理技士	特定	※1
2	1級建築施工管理技士	特定	※1
3	技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））	特定	※2
4	指導監督的な実務経験を有する者	特定	P35 参照
5	監理技術者の資格のいずれか（上記1～4）	一般	※上記いずれかによる
6	2級土木施工管理技士（土木）	一般	※1
7	2級建築施工管理技士（建築）	一般	※1
7	2級建築施工管理技士（躯体）	一般	※1
8	とび技能士	1級 2級	一般 無し（改正法附則第二条には該当しない） 3年以上（平成15年度以前の合格者は1年以上） ※（解）の経験に限る（と）の経験を証明する場合は「みなし」と扱う
9	解体工事施工技士	一般	無し
10	実務経験	通常証明 解体工事業に関する指定学科（P56-57 参照） 振替による証明	一般 P10 下表参照 （土）（建）（と）のいずれか 1 業種につき 4 年以上、（解）につき 8 年以上の計 12 年以上

※1 改正法附則第二条より、平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事の実務経験 1 年以上証明または登録解体工事講習の受講が必要となります。登録解体工事講習の実施機関は手引 P66 を参照し、講習の実施日時・会場及び受講申込方法等については、これらの登録解体工事講習実施機関にお問い合わせください。

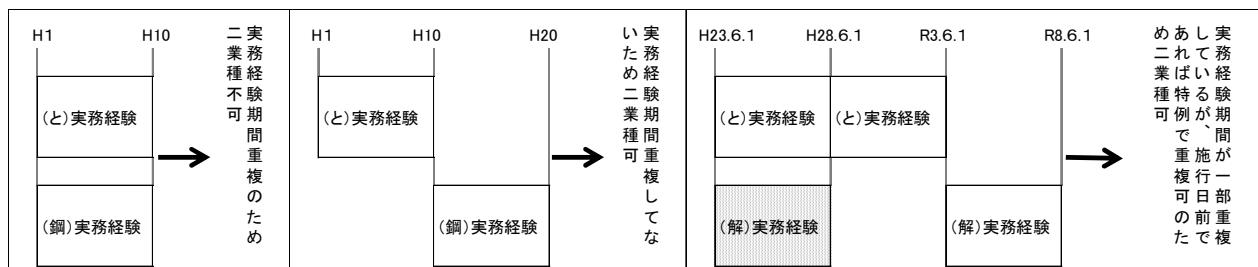
※2 改正法附則第三条より、解体工事の実務経験 1 年以上証明または登録解体工事講習の受講が必要です。

① 実務経験年数の証明に必要な確認資料

解体工事の実務経験として認められる工事は、平成 28 年 6 月 1 日改正法施行前のとび・土工工事（以降、旧とび・土工工事）の実務経験期間のものであっても、「工作物の解体を行う工事（P63 青線箇所参照）」のみとなります。実務経験年数については、P48 記載の確認資料の取扱いと同様に請負契約書等で工期を確認して算出します（一つの契約書で解体工事以外の工事も併せて請け負っているものについては、当該契約の工期を実務経験年数とする）。

ただし、旧とび・土工工事業の許可業者で、既に提出済みの変更届出書（決算報告）の中の工事経歴書から解体工事の実績が確認できる場合は、その期間分につき、請負契約書等に替えることができます（※受付印の押印された変更届出書（決算報告書）の副本表紙及び当該工事経歴書の写し、また必要に応じて工事内容のわかる資料等が必要となります（原本提示））。

なお、平成 28 年 5 月 31 日までの旧とび・土工工事業での実務経験に限り、同期間に解体工事の実績がある場合は、実務経験期間の重複計上を認めています。



※建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録期間に請け負ったものに限り経験期間に算入できます。

② 技術者要件に関する経過措置について（みなしの専任技術者について）

平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工工事業の技術者要件を満たす者は解体工事業の技術者とみなします。すなわち、解体工事業の専任技術者として、前頁に示した正式な者でなくとも、みなしの専任技術者として業種追加申請・専任技術者変更届等が可能です。

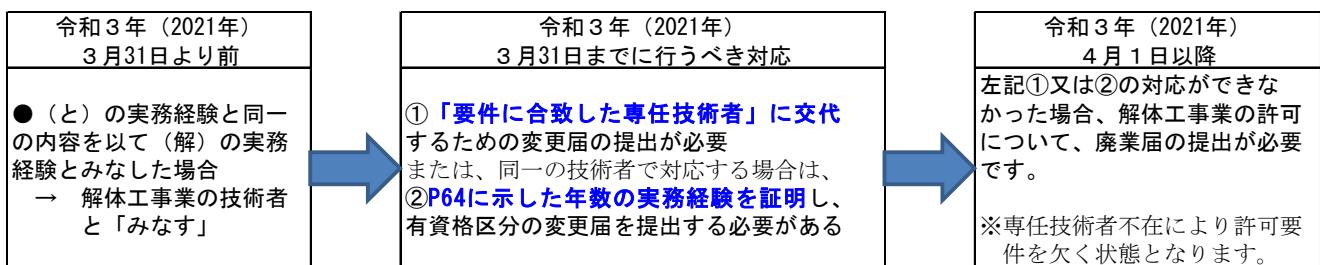
みなしの専任技術者としての有効期限は令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日までであり、それまでに要件に合致した専任技術者へと変更しない場合、解体工事業の専任技術者が不在となるため、許可要件を欠く状態となり廃業届の提出が必要となります。

なお、解体工事業におけるみなしの技術者と認められる資格等は P66 表中に青字で示したものとなります。

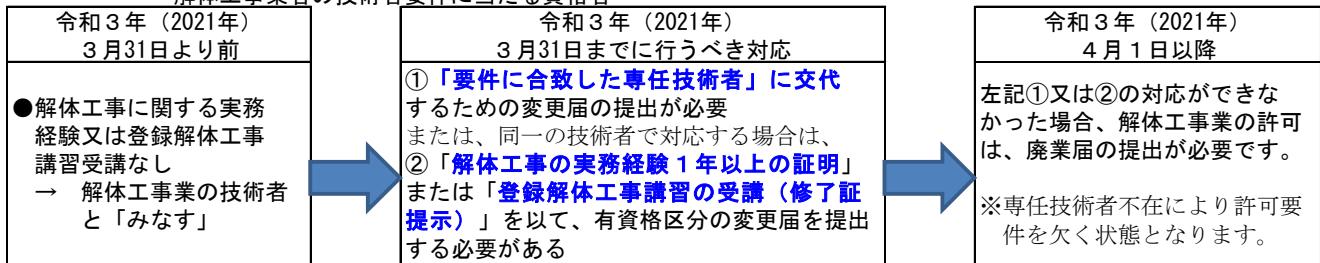
③ みなしの専任技術者の場合の対応

解体工事業の専任技術者がみなしの者である場合、令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日までに要件に合致した専任技術者に変更する必要があります (P64、66 参照)。

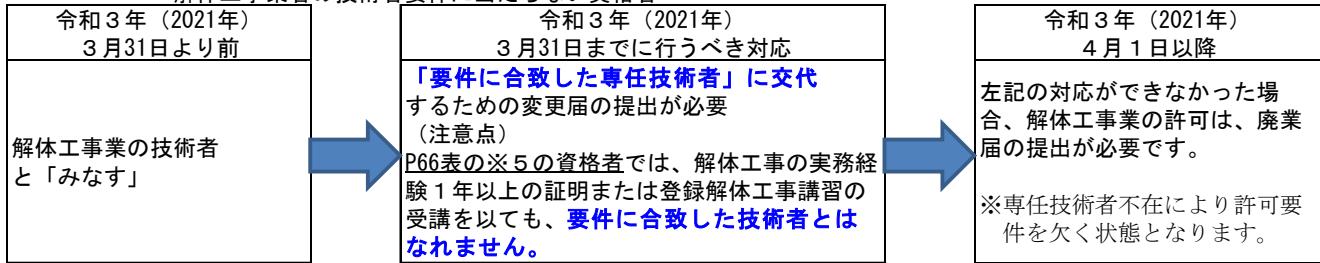
**【例 1】 平成28年5月31日以前の実務経験をもって旧とび・土工工事業の技術者要件を満たす場合
→ 旧とび・土工事業の実績から解体工事業を算出しようとする場合**



**【例 2】 平成27年度以前に合格した 2 級土木施工管理技士（土木）等の資格の場合
→ 解体工事業者の技術者要件に当たる資格者**



**【例 3】 平成27年度以前に合格した 2 級土木施工管理技士（薬液注入）等の資格の場合
→ 解体工事業者の技術者要件に当たらない資格者**



技術者の資格等(資格・免許等及びコード番号)表 (※解体工事関係のみ)

建設業の種類																									
	資格区分及びコード番号				指定学科による登録				実務経験による登録				指定学科による登録				実務経験による登録								
	職業能力開発促進法 〔旧職業訓練法〕				民間資格				技術士法 〔技術士試験〕				建設業法 〔技術検定〕				実務経験証明書								
	登				合格証明書				登				合格証明書				卒業証明書								
	認定証明書				登				錄				證明				經驗								
	記				冊				冊				冊				冊								
検定職種	[等級区分が2級のものは、合格後一年以上(平成16年4月1日以後の合格者は三年以上)の実務経験]				地すべり防止工事に				(登録後各工事に				部門、「選択科目」				土木の要件を満たす者								
コンクリート圧送施工(附則第四条該当)	コンクリート圧送施工(附則第四条該当)	とび・とび工	とび・とび工	型枠施工(附則第四条該当)	ウエルボインント施工(附則第四条該当)	森林	総合技術監理(森木)(農業「農業土木」)(附則第四条該当)	総合技術監理(木木)(農業「農業土木」)(附則第四条該当)	総合技術監理(水産土木)(水産「水産土木」)(附則第四条該当)	総合技術監理(水産土木)(水産「水産土木」)(附則第四条該当)	農業「農業土木」(附則第四条該当)	農業「農業土木」(附則第四条該当)	建設(木)(農業「農業土木」)(附則第四条該当)												
土建	土建	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大左	大左	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
と石屋	と石屋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
電管タ	電管タ																								
鋼筋舗	鋼筋舗																								
しゆ	しゆ																								
板ガ	板ガ																								
塗防内	塗防内																								
機絶通	機絶通																								
園井	園井																								
具水	具水																								
消清	消清																								
解	解	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		※5	※5	※3	※5	※5	※5	※5	※7	※5	※5	※5	※5	※4	※2	※4	※1	※4	※1	※5	※4	※1	※4	※5	※6

○ 特定(法第15条2号イ)の資格及び一般(法第7条2号ハ)の資格の両方を兼ねる。

○ 一般(法第7条2号ハ)の資格のみ

(6) 工事経歴書（以下様式第二号）及び直前3年の各事業年度における工事施工金額（以下様式第三号）の記載方法

① 業種追加申請の場合

「とび・土工工事業」の許可を取得して解体工事を施工していた建設業者が、「解体工事業」の業種追加申請を行う場合の解体工事の実績は、様式第二号は直近の決算期の工事実績を作成し、様式第三号は「解体工事」の欄を作成して直前3年分の決算期の売上を計上してください。ただし、施行日以前（平成28年5月31日以前）に契約した工事に関しては、「とび・土工工事」の売上に計上したままで申請することが可能です。

② 経過措置の場合

施行日以後（平成28年6月1日以後）に経過措置規定に基づき、「とび・土工工事業」の許可で「解体工事業」を営んでいる建設業者の変更届（決算報告）を行う場合の解体工事の実績は、様式第二号は作成せず、様式第三号の施行日以前の実績は、「とび・土工工事」の欄に決算期の売上を計上し、施行日以後（平成28年6月1日以後）の実績は、「その他の建設工事の施工金額」に決算期の売上を計上してください。

③ 経営事項審査の場合

施行日以後（平成28年6月1日以後）に経過措置規定に基づき、とび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいる建設業者が経営事項審査を受ける場合、過去に遡ってとび・土工工事と解体工事に振り分けて記載していただく必要があります。

その建設業者の解体工事の実績の様式第二号は「その他（工事）」という名称とし、経営事項審査を受ける際に「計算基準の区分」を「2年平均」とした場合は、直近及び前年審査対象事業年度分の様式第二号、「3年平均」とした場合は、直近及び前年並びに前々年審査対象事業年度分の様式第二号をそれぞれ作成・持参の上、審査を受けてください。

過去に遡って変更届（決算報告）及び変更届（決算報告）の訂正を提出する必要はありません。

※1 平成27年度までの合格者は、解体工事の実務経験1年以上の証明または登録解体工事講習の受講が必要

※2 解体工事の実務経験1年以上の証明または登録解体工事講習の受講が必要

（注）登録解体工事講習は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会（03-3555-2196）及び一般財団法人全国建設研修センター（042-300-1743）で実施されています（P62参照）。

※3 等級区分が2級のものは解体工事に関する実務経験3年（平成15年度以前の合格者は1年）以上の証明が必要

※4 令和3（2021年）3月31日までに、解体工事の実務経験1年以上の証明または登録解体工事講習の受講をするか、要件に合致した専任技術者への変更が必要

※5 令和3（2021年）3月31日までに、要件に合致した専任技術者への変更が必要

※6 旧とび・土工事業について、特定建設業許可の専任技術者としての要件に合致する者でなければ、解体工事業における特定建設業許可の専任技術者とみなすことはできません

※7 解体工事施工技士の試験については、公益社団法人全国解体工事業団体連合会（03-3555-2196）で実施されています（P62参照）